

〈消費税の転嫁の仕組み(イメージ図)〉

メーカー	2,000円で 売上	卸売業者	3,000円で 売上	小売業者	6,000円で 売上	消費者
売上の消費税額 200円		売上の消費税額 300円		売上の消費税額 600円		
		仕入の消費税額 200円		仕入の消費税額 300円		
納付税額 200円		納付税額 100円		納付税額 300円		負担する消費税額 600円

- * 各事業者は、売上の消費税額から仕入の消費税額を控除して納付税額を計算します。
 \diamond 消費税納付額 = [課税売上に係る消費税額] - [課税仕入に係る消費税額(仕入控除税額)]
- * 各事業者が納付した消費税額は、最終的に消費者が負担した消費税額と一致します。

メーカー 200円	+	卸売業者 100円	+	小売業者 300円	=	合計 600円
						消費者が負担した消費税額600円と一致

- * 仕入控除の適用があるのは課税事業者であり、免税事業者は適用となりません。